第二百三条中「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第一条」を「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第二項から第四項まで及び第二十二項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）、第十一条第一項から第三項まで（国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税）、第十五条第二十項、第二十二項、第二十四項及び第三十一項（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）、第十九条第二項から第四項まで（資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税）並びに第四十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第百四十四条の六第二項に規定する政令で定める規定は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第二項（第一号を除く。）から第四項まで、第十一条第一項から第三項まで、第十五条第二十項、第二十二項、第二十四項及び第三十一項並びに第十九条第二項（第一号を除く。）から第四項までの規定とする。

第二百十一条中「政令」を「法第百四十一条第一号イ及びロ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき法人税を課さないこととする政令」に、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第一条」を「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第二項から第四項まで及び第二十二項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）、第十一条第一項から第三項まで（国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税）、第十五条第二十項、第二十二項、第二十四項及び第三十一項（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）、第十九条第二項から第四項まで（資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税）並びに第四十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第百四十九条第一項及び第二項に規定する法第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき法人税を課さないこととする政令で定める規定は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第二項（第一号を除く。）から第四項まで、第十一条第一項から第三項まで、第十五条第二十項、第二十二項、第二十四項及び第三十一項並びに第十九条第二項（第一号を除く。）から第四項までの規定とする。

**第四条**　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七項及び第二十項」を「第十八項及び第二十一項」に改め、同条第二項本文中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項ただし書中「次条第十八項」を「次条第十九項」に、「準用する第十四項」を「準用する第十五項」に、「第十五項」を「第十六項」に、「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十二項」に改め、同項第一号中「第十四項」を「第十五項」に、「第十七項」を「第十八項」に、「第二十項」を「第二十一項」に改め、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十四項、第十五項及び第十七項」を「第十五項、第十六項及び第十八項」に改め、同項の表第二項の項中「第十四項の」を「第十五項の」に、「第二十三項」を「第二十四項」に、「第十四項又は」を「第十五項又は」に改め、同表第二項第二号、第三項及び第十四項の項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同表第十五項の項中「第十五項」を「第十六項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同表第十七項の項上欄中「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十三項」を「第十四項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第五条の二第七項第四号に規定する政令で定める規定は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条第一項の規定とする。

第三条の二第四項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同条第二十四項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に、「第二十項」を「第二十一項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項ただし書中「第二十六条の二十第二十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項ただし書中「第二十六条の二十第二十七項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第九項、第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」を「第十項、第十五項から第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」に改め、同項の表第二項の項中

| | |
|---|---|
| 次条第十八項において準用する第十四項 | 次条第十九項において準用する第十五項 |

を

| | |
|---|---|
| 次条第十九項において準用する第十五項 | 第十五項 |

に改め、同表第十五項の項中「第十五項」を「第十六項」に、「次条第十八項」を「次条第十九項」に改め、同表第二十三項の項、第二十三項の表第二項の項及び第二十三項の表第二項第一号の項の項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同表第二十三項の表第十五項の項中「第二十三項の表第十七項」を「第二十四項の表第十六項」に改め、同表第二十三項の表第十七項の項中「第二十三項の表第十七項」を「第二十四項の表第十八項」に改め、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前条第七項及び第八項」を「前条第八項及び第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十三項」を「第十四項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前条第七項及び第八項」を「前条第八項及び第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第五条の三第四項第四号に規定する政令で定める規定は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条第一項の規定とする。

第三条の二の二第三十三項ただし書中「前条第二十三項」を「前条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に、「第二十六条の二十第二十七項」を「第二十六条の二十第二十八項」に改める。